

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

さゆりハイツ・みなみハイツ・中郷ハイツ・清水ハイツへの入居者を募集します

○さゆりハイツ1戸 (B棟2号)

(2LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 24,300円～47,600円 (所得により決定)
共益費 2,750円

○みなみハイツ1戸 (A棟4号)

(2LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 21,800円～42,800円 (所得により決定)
共益費 2,750円

○中郷ハイツ2戸 (204号・301号)

(3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 25,000円 (駐車場代: 1,500円/1台)
共益費 2,750円

※単身者も条件により入居可能ですので、ご相談ください。

○清水ハイツ2戸 (202号・204号)

(3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 18,500円～36,300円 (所得により決定)
共益費 2,000円

○共通事項

▶申込み資格

以下の条件を全て満たしている方

- ①住宅に困窮していること
- ②同居親族 (婚姻予定者も含む) を有すること
- ③政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以下、ただし条件により所得月額が21万4千円以下 (※中郷ハイツは除く)
- ④納付すべき税や料金に滞納がないこと
- ⑤申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

▶募集期間

- ①5月13日 (木) ～5月26日 (水)
- ②5月27日 (木) ～

※期間内に複数の申込みがあった場合は、入居審査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込みがない場合に、②の募集を行い、②の期間内は申込みがあれば終了します。希望する方は事前に問い合わせください。

▶受付時間

午前9時～午後4時 (土日、祝祭日を除く)

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

▶申込み方法

入居申込書に必要事項を記入の上、下記へ直接ご持参ください。

※募集要項および申込用紙は、中郷ハイツ管理室に準備しているほか、町ホームページからダウンロード可能です。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

※ご不明な点等がありましたら、気軽に問い合わせください。

▶申込み・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

☎0237-85-1831

朝日町地域商品券（第2弾）の取扱店を募集します！

新型コロナウイルス感染症の影響に対し、町民の生活支援及び町内商店等における消費喚起を目的に、昨年度に引き続き、全町民に対して1人あたり5,000円分の地域商品券を発行（6月中旬予定）します。

この度、商品券を発行するにあたり、その商品券で買い物ができる取扱店を幅広く募集します。

募集要項は、総合産業課及び朝日町商工会に準備しているほか、町ホームページからも確認できます。

▶応募要件

朝日町内に店舗を有する法人または個人事業主で、「朝日町地域商品券 取扱店募集要項」を遵守できる事業者の方

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

朝日町合併処理浄化槽事業のお知らせ

大谷地区集落排水処理区域を除く朝日町全域において、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付します。

○補助制度の紹介

▶朝日町合併処理浄化槽事業

合併処理浄化槽を設置する工事に対し、人槽別の額を補助します。

- ・5人槽：55万円
- ・7人槽：68万円
- ・10人槽：95万円 など

▶単独浄化槽廃止補助金

単独浄化槽から合併処理浄化槽への切替に対し、10万円を補助します。

▶若者定住奨励金

合併処理浄化槽を設置する世帯で、夫婦の一方が40歳未満、または18歳以下の扶養者が1人以上いる世帯に対し、5万円を補助します。

▶放流ポンプ槽設置補助金

町が示す放流ポンプ基準額の4/5（令和3年度は20万円）を上限に補助します。

▶放流管原材料支給

放流管（合併処理浄化槽から放流先までの長さ）が10mを超えた部分に対し、原材料別の額を補助します。

（例：口径100mm、塩ビ薄肉管1m当たり400円）

▶朝日町浄化槽整備促進事業

既存の単独浄化槽または汲み取り便槽を取壊し、合併処理浄化槽への切替に対し、人槽別の額を上限に補助します。ただし、同一敷地外への新たな建築物への設置は対象外となります。

- ・5人槽：上限16万円
- ・6人槽以上：上限20万円

※加算額 5人槽：上限5万円

6人槽以上：上限6万5千円

▶注意事項

- ①令和4年3月10日までに工事を完了し、報告書を提出する必要があります。
- ②上記の補助制度は併用可能です。詳しくは建設水道課整備係に問い合わせください。

○法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。

「法定検査」には浄化槽使用開始後3か月～8か月以内に水質の状態を確認する水質検査（検査料8,000円）と、「保守点検」や「清掃」がきちんと行われているかを毎年1回確認する定期検査（検査料5,000円）があります。

この検査は、町の合併処理浄化槽設置の補助金を受ける条件になっているため、検査を受けない場合は補助金返還の対象となります。また、法律で義務付けられた検査でもあるため、関係機関から連絡があった場合には必ず受けてください。

○届けが必要で

浄化槽管理者に変更（死亡、転売など）があったときは、新たな浄化槽管理者は、変更の日から30日以内に法律に定める事項を記載した報告書を提出する義務があります。

該当される方は、建設水道課に報告書の提出をお願いします。

▶申請・問合せ先

建設水道課 整備係
☎67-2115

朝日町会計年度任用職員募集のお知らせ

職種	事務補助	理学療法士または作業療法士	リハビリテーション助手
採用人数	1名	1名	1名
職務内容	新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務（予約受付電話及び集団接種時の受付対応、接種履歴データ入力など） 町立病院リハビリテーション室での業務		
勤務場所	朝日町役場	朝日町立病院	
任用期間	採用日から令和4年3月31日 ※理学・作業療法士、リハビリテーション助手については、職員の休暇取得状況により任用を延長する場合があります。		
勤務時間	午前8時30分～午後4時30分（週5日勤務）		
給料	月額133,400円	月額201,100円	月額133,400円
要件	パソコン操作が可能な方 普通自動車運転免許を有する方	理学療法士及び作業療法士法 による資格を有する方	資格等不問
募集期間	随時（応募時点で採用人員に達している場合がありますので事前に問合せください）		
試験日程	申込み状況を踏まえて面接試験を実施します。		
受験手続	受験申込書等（資格を必要とする場合は資格証を添えて）必要書類を揃え、役場総務課総務係へ提出してください（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）。 ※受験申込書の取得方法は、役場総務課で直接取得、郵送による取得、町ホームページからダウンロードのいずれかにより取得してください。		
申込み・問合せ先	〒990-1442 朝日町大字宮宿1115 朝日町役場総務課 総務係 ☎67-2111 ホームページ https://www.town.asahi.yamagata.jp メール soumu@town.asahi.yamagata.jp		

結婚相談会（無料）開催中！

- ▶対象者
 - ・町内在住または町内企業勤務の独身男女
 - ・独身の子どもを持つ両親 など
- ▶開催日
 - 5月19日（水）
 - 午後6時30分～午後8時30分
 - ※以降、毎月第3水曜日に開催
- ▶場 所
 - at LOUNGE（宮宿1085-10）
 - ☎050-5363-9292
- ▶問合せ先
 - 政策推進課 総合政策係
 - ☎67-2112

女性の健康相談のご案内

- 妊娠や不妊、思春期、更年期などの女性の心身の健康について、助産師が無料で相談に応じます。
- ▶日 時
 - 毎月第3金曜日 午後4時～午後5時
- ▶場 所
 - 村山保健所（山形市十日町）
 - ※希望があれば寒河江市等でも相談を受けることができます。
 - （村山保健所以外では午後3時30分開始）
- ▶申込み 事前電話予約が必要です。
- ▶問合せ先
 - 村山保健所 子ども家庭支援課
 - ☎023-627-1203
 - ※保健師による相談は随時しています。

軽自動車税の減免申請は5月14日（金）～5月31日（月）まで

▶減免の対象

障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人が運転するもの。

○身体障がい者で年齢18歳未満の方、知的障がい者の方または精神障がい者の方の場合は生計を一にする方（家族等）の名義の軽自動車なども該当になります。

○身体障がい者等と生計を一にする方（家族等）や介護する方が運転するものも該当になることがあります。

○知的障がい者の方または精神障がい者の方の場合は、生計を一にする方（家族等）や介護する方が運転するもののみ該当となります。

※障がいの程度（等級）によっては減免の対象にならない場合があります。詳細は問合わせください。

▶申請に必要なもの

①減免申請書（昨年減免された方には5月14日発送予定の納税通知書に同封します。今年度から申請、または車両変更された方には窓口でお渡しします）

②軽自動車税納税通知書（5月14日に発送予定）

③印鑑

④身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳

⑤運転免許証（運転する方のもの）

⑥対象車両の車検証

⑦マイナンバーカードまたは通知カード

※障がいのある方と生計を一にする方が運転する場合は、通院証明等が必要です。

※介護する方が運転する場合は、自動車運行計画証明書、誓約書が必要です。

▶注意

○軽自動車税の減免は1人1台に限ります。また、自動車税（県税）の減免を受ける方は、軽自動車税（町税）の減免を受けることはできません。

○申請期限は軽自動車税の納期限（5月31日）までとなります。納期限を過ぎた場合は申請を受け付けられませんので、必ず期限内に申請してください。

○納付方法で口座振替を利用されている方は、5月19日（水）を過ぎると、軽自動車税の振替が自動的に行われてしまいます。その場合、お返すために別途手続が必要となりますのでご注意ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

町税等の減免についてのお知らせ

下記に該当する方は、町税等の減免を受けることができますので、ご相談ください。

▶減免要件

①申請日現在において生活保護法の規定による生活扶助やそれに準ずるその他の扶助を受けている方

②傷病、失業、倒産および退職等によって今年の所得が皆無または極度に減少して生活が著しく困難になった方

③災害（地震・火災・集中豪雨等）および盗難等により財産について甚大な損害を受けた場合

※生活保護受給による固定資産税減免について、該当の方へ個別に通知します。

※軽自動車税の減免は別途、問合わせください。

▶申請方法

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話での確認と郵送での手続き申請としています。申請や相談を希望する方には、個別に申請方法等をご案内しますので、下記へ電話で連絡ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107